

議案第68号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(県の責務)	(県の責務)
第3条 略	第3条 略
<u>2 県は、この条例の実施について青少年等からの相談に対応するための体制を整備するとともに、関係者に対し必要な周知及び啓発を行う。</u>	
(定義)	(定義)
第10条 略	第10条 略
2～5 略	2～5 略
<u>6 この章において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。</u>	
<u>7 この章において「SNSアプリ」とは、ソーシャルネットワーキングサービス（登録された利用者同士が交流できるウェブサイト上の会員制サービスをいう。以下「SNS」という。）を利用するためのソフトウェアをいう。</u>	

8 二の章において「賭博」とは、刑法（明治40年法律第45号）に規定する賭博（インターネットを利用して行われるもの）を含む。）をいう。

9 二の章において「児童ポルノ等」とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいい、生成AIその他の情報処理に関する技術を利用して、青少年の容貌の画像情報を加工して作成した姿態（当該青少年の容貌を忠実に描写したものであると認識できる姿態に限る。）を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録及びその記録媒体を含む。

（安全にインターネットを利用できる環境の整備）

第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットを利用して流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にイン

<p>インターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、<u>当該青少年の権利を尊重しつつ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するためにはその保護者が次に掲げる措置をとるの保護者が次に掲げる措置をとることをいう。以下同じ。）</u>を行いうよう努めなければならない。</p>	<p>インターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネットの利用を管理するたためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を行いうよう努めなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 保護者が同意した機能（<u>SNSアプリの機能を含む。</u>）に限り、インターネットを利用できるようにすること。</p> <p>(3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号。以下「インターネット環境整備法」という。）第2条第9項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすもの</p>
---	--

<p>をいう。以下同じ。) を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。</p> <p>ア 略</p>	<p>イ 賭博、窃盗、強盗、詐欺、盜品譲受け等その他の犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報</p> <p>ウ <u>いわゆる闇サイトを募集する広告その他の犯罪の実行者を募集する情報</u></p>	<p>(4) 略</p> <p>2～7 略</p> <p><u>(安全かつ安心してSNSを利用できる環境の整備)</u></p>	<p>第12条の3 保護者、学校関係者及び関係団体は、<u>その監護又は指導する青少年がSNSを利用するに当たり、個人情報の漏えい、いじめ、詐謗中傷、性的な被害等により、当該青少年が心身ともに健やかに成長し、その個人としての尊厳が重んぜられることを</u></p>
---	---	--	--

妨げられないよう、SNSの適切な利用方法を習得させることその他の必要な教育及び保護に努めなければならない。

(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)

(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等)

第12条の4 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売をする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録を交付し、又は提供しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りがない。

(1)～(3) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年が使用する携帯電話端末等（インターネット環境整備法第2条第7項に規定

付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)～(3) 略

2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者等（インターネット環境整備法第13条第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等をいう。以下同じ。）は、青少年が使用する携帯電話端末等（インターネット環境整備法第2条第7項に規定

<p>する携帯電話端末等をいう。)において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、<u>秘匿性を有するSNSアプリであつて犯罪行為に係る連絡手段として用いられる場合があるもののインストールをペアレンタルコントロールにより制限する方法</u>その他規則で定める事項を説明す</p>	<p>する携帯電話端末等をいう。)において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、<u>インターネット環境整備法第14条各号に掲げる事項その他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。</u></p>	<p>3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングサービス（インターネット環境整備法第2条第10項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。以下同じ。）を利用すること又は青少年有害情報フィルタリング有効化措置（インターネット環境整備法第16条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。）を講ずることで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正當な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事</p>
--	--	--

<p>項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。</p> <p>4～9 略</p>	<p>項を記載した書面又は当該事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）により、インターネット環境整備法第15条ただし書又は第16条ただし書の申出をすることができる。</p> <p>4～9 略</p>	<p>（図書類又は玩具刀物類の自動販売機等の設置の届出等）</p> <p><u>第12条の5</u> 略</p> <p>（自動販売機等の設置）</p> <p><u>第12条の6</u> 略</p>	<p>（自動販売機による利用カードの販売の届出）</p> <p><u>第17条の3</u> 略</p> <p>2 略</p>
---	--	--	--

<p>3 第12条の5 第3項から第7項までの規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。</p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p>	<p>3 第12条の4 第3項から第7項までの規定は、前2項の規定による届出をした者について準用する。</p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p>
<p>第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求めてはならない。</p> <p>(児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止)</p>	<p>第18条の2 何人も、正当な理由がなく、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び处罚並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規定する電磁的記録その他の記録をいう。)の提供を求めてはならない。</p> <p>(児童ポルノ等の作成、製造及び提供の禁止)</p>

2 何人も、SNSの利用その他の手段により児童ポルノ等の提供
(県内に居住し、又は県内に通学若しくは通勤する青少年の容貌
の画像情報を加工して作成した姿態に係る児童ポルノ等について
本県の区域外で行われる提供を含む。) をしてはならない。

(場所の提供等の禁止)

第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、若しくはインターネットにより機会を提供し、又はこれらの行為を周旋してはならない。

- | | |
|---|------------|
| (1) 略 | (1) 略 |
| (2) 賭博、暴行、窃盗、強盗、詐欺、盜品譲受け等その他の犯
罪又は刑罰法令に触れる行為 | (2) 賭博又は暴行 |
| (3)～(9) 略 | (3)～(9) 略 |

第26条 略

(場所の提供等の禁上)

第19条 何人も、次に掲げる行為を青少年が行い、又はこれらの行為が青少年に対して行われることを知つて、場所を提供し、又はこれが青少年に対して行われることを知って、場所を提供し、又はこれららの行為を周旋してはならない。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 略 | (1) 略 |
| (2) 賭博又は暴行 | (2) 賭博又は暴行 |

(3)～(9) 略

<p>2～7 略</p> <p>8 次の各号のいすれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料に処する。</p> <p>(1) <u>第12条の5第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者</u></p> <p>(2) <u>第12条の5第4項（第17条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</u></p> <p>(3) 略</p>	<p>2～7 略</p> <p>8 次の各号のいすれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は料に処する。</p> <p>(1) 第<u>12条の4第1項若しくは第2項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をして自動販売機等を設置した者</u></p> <p>(2) 第<u>12条の4第4項（第17条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による表示をせず、又は虚偽の表示をして自動販売機等を設置した者</u></p> <p>(3) 略</p>
<p>附 則 (施行期日) 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (経過措置)</p>	

2 鳥取県青少年健全育成条例第26条第3項及び同項の違反行為に係る第27条の規定の適用については、改正後の鳥取県青少年健全育成条例第19条の規定にかかるわらず、当分の間、なお従前の例による。			
(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)			
3 鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。			
改	正	後	改 正 前
(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができます)(務)			
第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。			
(1)～(17) 略			
(18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例第12条の5第1項若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務で			
(18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例第12条の4第1項若しくは第2項又は同条例第17条の3第1項若しくは第2項の届出に関する事務で			

あつて規則で定めるもの

(19) 略

あつて規則で定めるもの

(19) 略

議案第69号

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県病院局企業職員定数条例（平成18年鳥取県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(定数)			(定数)		

第2条 職員の定数は、1,399人とする。

2 略

第2条 職員の定数は、1,383人とする。

2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。